

○田上町教育委員会後援等名義使用許可に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育、文化、スポーツ、学術研究に関する事業を開催する団体が、田上町教育委員会の後援又は協賛（以下「後援等」という。）名義の使用について、承認する名義や承認基準等の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 事業の趣旨に賛同し、その開催に援助の意を表するものをいう。
- (2) 協賛 当該事業の趣旨に賛同することをいう。

(使用承認する名義)

第3条 使用承認する名義は、「田上町教育委員会」とする。

(承認の決定)

第4条 後援等の名義使用の決定は、教育長が行う。

(許可基準)

第5条 事業の主催者（以下「主催者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体でなければならない。

- (1) 国及び地方公共団体並びに公共的団体
- (2) 学校及びその連合体
- (3) 公益法人及びそれに準ずる団体
- (4) 教育、福祉、文化、学術及びスポーツ関係団体
- (5) その他教育委員会が認めたもの

第6条 事業の内容は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 教育、福祉、学術、文化振興及びスポーツの普及向上に寄与するものと認められるものであること。
- (2) 営利を主たる目的としないものであること。
- (3) 入場料等が、無料若しくは社会通念上適当と認められる額であるものであること。
- (4) 政治活動又は宗教活動でないと認められるものであること。
- (5) 広く一般住民を対象とするものであること。
- (6) 保健衛生及び災害防止について必要な措置が講じられていること。

(申請手続)

第7条 後援等の許可を受けようとする主催者は、後援等名義使用許可申請書（様式第1号）を事業開催日の14日前までに、教育長に提出するものとする。

2 主催者は、申請内容に変更が生じた場合には、直ちに後援等名義使用許可申請書記載事項変更届出書（様式第2号）を提出しなければならない。

(通知)

第8条 教育長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその可否を決定し、後援等名義使用許可・不許可決定通知書（第3号様式）により主催者に通知するものとする。

(取消)

第9条 教育長は、主催者が許可基準に違反した場合又は許可決定後における事情変更により、許可決定を取り消すことができる。

2 教育長は、前項の規定により許可決定を取り消した場合には、後援等名義使用許可取消通知書（様式第4号）により、主催者に通知するものとする。

(報告)

第10条 必要があると認めるときは、主催者は事業終了後10日以内に、後援等名義使用事業実施報告書（様式第5号）を教育長へ提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

2 田上町公民館の後援等名義使用許可は、この要綱に準じる。

附 則

この要綱は、平成19年5月21日から施行する。